

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件
 - 県営土地改良事業計画を定めた件
 - 土地改良法により換地処分をした件
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件
 - 道路の区域を変更する件二件
- 公 告**
- 落札者を決定した件
 - 浸水想定区域を指定した件二件
 - 随意契約の相手方を決定した件六件
 - 一般競争入札を行う件

告 示

福島県告示第百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の	事業所の	事業者の	事業者の主たる	指定年月日	サービス
------	------	------	---------	-------	------

六 五 五 五 五 五 五 五 五 五

名 称	所 在 地	名 称	事務所の所在地	の 種 類
ハーモニ 磐梯	耶麻郡磐梯 町大字磐梯 字山道三六 六	社会福祉法 人心愛会	郡山市緑ヶ丘東 六丁目二六番地 二	認知症対 応型共同 生活介護
介護老人保 健施設 泉 崎南東北 ハビリテー ション・ケ アセンター	西白河郡泉 崎村大字泉 崎字山ヶ入 五六	一般財団法人 脳神経疾 患研究所	郡山市八山田七 丁目一五番地	通所リハ ビリテー ション 短期入所 療養介護 介護予 防通所リ ハビリテ ーション 介護予防 短期入所 療養介護

（社会福祉課）

福島県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、山ノ神池地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
 - 縦覧の期間
令和八年三月二日から
同 月二十三日まで
（二十一日間）
 - 縦覧の場所
白河市役所
その他
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和八年二月六日地見城地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

(農村基盤整備課)

福島県告示第百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

(森林保全課)

一 所在の不明な者の氏名

渡辺政夫 斎藤邦博 齋藤民弘 保証責任小手信用販売購買利用組合 桑島松三

高橋理吉 森博之 森芳蔵

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和八年福島県告示第二十九号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、

次のとおりである。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

八島茂太郎 菅野克巳 株式会社福島県農工銀行

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和八年福島県告示第三十号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所にて令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道柳津 昭和線	大沼郡三島町大字滝谷 字居平五六七番一地从 先から	変更前 変更後	A 六・三〇 七五・〇	八五一・三
	同郡同町大字滝谷 字切伏一〇九番一地从 先まで	変更前 変更後	A 六・三〇 七五・〇 七・五〇 六六・三	八五一・三 八六四・一

(道路計画課)

福島県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

公 告

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道滝谷 檜原線	大沼郡三島町大字滝谷 字上縮山一九七番六二 地先から 同 郡同 町大字檜原 字津野三二三番二地 先まで	変更前 変更後	A 五・九〇 七〇・〇	一、三二一・〇
	大沼郡三島町大字滝谷 字上縮山一九七番六二 地先から 同 郡同 町大字檜原 字津野三二三番二地 先まで	変更前 変更後	A 五・九〇 七〇・〇	一、三二一・〇
	大沼郡三島町大字滝谷 字切伏一〇九番一地先 から 同 郡同 町大字檜原 字津野一九九番一地 先まで	B 一四・三〇 四〇・五	一、三五八・四	

公告第43号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか14施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県庁東分庁舎ほか14施設で使用する電気 予定数量3,469,400kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
- 5 落札金額
99,732,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年11月7日

(施設管理課)

公告第四十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、見沢川、畑沢川、輪ノ沢川、柳沢川、原川及び大清沢川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第四十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、田代川、高根川、長滝川、小谷沢川、牛沢川、上泉川、普蔵川、小川、赤川、蛭川、北八反田川、女神川、木幡川、温井川、若宮川、大北川、菅田川及び浅川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第46号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便1号・肥料化）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県北流域下水道建設事務所長 高 坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便1号・肥料化）
予定数量 2,880 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年1月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
24,750円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

公告第47号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便2号・肥料化）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したの

で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便2号・肥料化）
予定数量 1,860 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額
20,900円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第48号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便4号・焼却）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便4号・焼却）
予定数量 1,440 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
31,900円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第49号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便5号・溶融）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便5号・溶融）
予定数量 1,280 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年12月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
44,000円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第50号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託(夜間便1号・肥料化)について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託(夜間便1号・肥料化)
予定数量 6,720t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年12月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
イイタテバイオテック株式会社 福島県相馬郡飯舘村長泥字曲田47番地
- 5 随意契約に係る契約金額
22,000円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第51号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
機体部品(BK117D-3型)計39品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年1月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
54,961,445円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

公告第52号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪ドーザⅠ(18t級) 2台

イ 除雪ドーザⅡ(16t級) 1台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限

ア 令和9年1月29日(金)

イ 令和9年2月26日(金)

- (4) 納入場所

ア 福島県会津若松建設事務所(福島県会津若松市追手町7番5号)及び福島県山口土木事務所(福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)

イ 福島県宮下土木事務所(福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年3月23日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和8年2月27日(金)から同年3月23日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同月20日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年3月9日(月)午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和8年3月9日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 1の(1)のアに掲げる物品等 令和8年4月10日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和8年4月10日(金)午後2時 福島県出納局入札用度課
- (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年4月9日(木)午後5時まで必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Tractor with Snow Plow1 (18t class) 2 units
- ② Tractor with Snow Plow2 (16t class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand):
- ① 1:30 p.m., 10 April 2026
- ② 2:00 p.m., 10 April 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 April 2026
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)